

サイエンスカフェの開催手続に関する規程

令和 8 年 1 0 月 2 日
日本学術会議第 1 回役員会決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本学術会議（以下「学術会議」という。）が主催又は共催するサイエンスカフェの開催手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、「サイエンスカフェ」とは、学術会議が主催又は共催するサイエンスカフェであって、会員又は連携会員（日本学術会議会則第 4 3 条第 2 項に基づき委嘱された連携会員を含む。以下同じ。）と市民が少人数かつ気軽な雰囲気の中で双方向の直接のコミュニケーションを行うことによって、科学者と市民をつなぎ、科学の社会的な理解を深め、併せて学術会議の活動を社会に示すことを狙いとして行われるものとする。

2 この規程において、「主催」とは学術会議の会員又は連携会員が主体となって企画し開催することをいい、「共催」とは外部の団体が主体となって企画し開催するもので学術会議の会員又は連携会員が参加することをいう。

(実施要件)

第 3 条 サイエンスカフェは、次の各号の要件いずれも満たすものでなければならない。

- (1) 第 2 条第 1 項のサイエンスカフェの定義に沿った企画運営がなされていること。
- (2) 学術会議の会員又は連携会員が 1 名以上、挨拶、司会、あるいは講師のいずれかを行うこと。
- (3) ポスター、プログラム等において、「日本学術会議主催（又は共催）」の名称を、「日本学術会議会員（又は連携会員）」の肩書きを適切に用いること。

(手続)

第 4 条 サイエンスカフェの開催を提案する会員又は連携会員は、別紙様式 1 による申請書を、開催期日の 2 か月前までに、社会活動・広報委員会に提出しなければならない。

- 2 社会活動・広報委員会は、前項の申請書について、第 3 条に掲げる実施要件を満たしているか確認し、承認の可否を検討して、その結果を申請者に通知する。
- 3 サイエンスカフェを開催したときは、当該サイエンスカフェにおける題目等を開催後直近の役員会に報告する。
- 4 サイエンスカフェを開催した会員又は連携会員は、開催後おおむね 1 か月以内に、別紙様式 2 により開催報告を事務局に提出する。事務局は、提出された開催報告を遅滞なく日本学術会議ウェブサイトに掲載する。

(参加費及び費用負担)

第5条 参加費は原則無償とする。ただし、茶菓代として実費程度を参加費として徴収することができる。

2 開催に伴う経費として、予算の範囲内において、会員及び連携会員の旅費及び手当、外部講師の旅費その他別に定める経費を学術会議が負担することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、決定の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の施行前に、サイエンスカフェに関する今後の対応について（平成24年11月30日日本学術会議第166回幹事会決定）により届け出をされたサイエンスカフェのうち、この規程の施行の日以降に実施されるものについては、この規程により承認されたものとみなす。

別紙様式 1

日本学術会議サイエンスカフェ申請書

申請日： 年 月 日

申請者（会員、連携会員）：

1. 題 目：

2. 日 時：

3. 場 所：

4. 関係団体：

（開催に関係する（費用負担含む）団体をすべて明記してください。）

5. 申請者の役割：

（挨拶、司会、講師、その他（具体的に記入）の中から該当するものを選んでください。）

6. 内 容：

（出演される方全員の氏名・所属・役職を明記してください。参考資料等があれば、添付してください。）

7. 参加費：

8. 参加予定人数：

9. 連絡担当者：

（事務局から問合せをする可能性があるので、連絡できる方を明記してください。）

氏名（所属・役職）

電話番号

メールアドレス

別紙様式2

サイエンスカフェ開催報告

1. 題 目：
2. 開催日時：〇〇年〇月〇日（〇） 〇時〇分～〇時〇分
3. 開催場所：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
4. 関係団体等：〇〇〇大学、〇〇〇学会
（開催に関係した（費用負担含む）団体をすべて明記してください。）
5. 役 割
司会：〇〇〇〇（〇〇〇大学教授）
講師：〇〇〇〇（〇〇〇大学教授）
6. 開催内容（概要）：
（発表、質疑応答の概要等を簡単にご記入ください。）
7. 参加人数：
発表者等：〇〇名
その他の参加者：〇〇名
8. 特記事項：
（実施結果等について、特に記しておくべき事柄があればご記入ください。）

※当日の配布資料等があれば、本開催報告に併せてご提出ください。